

介護給付費等の 過誤調整マニュアル

名護市 福祉部 介護長寿課

介護給付・保険料係

令和5年3月発行

<目次>

1. 過誤調整とは	2
2. 過誤調整が必要となる事例	2
3. 過誤調整の種類	3
4. 過誤調整による支払額の例	4
5. 届出等	6
6. 過誤申立書の記載例（名護市ホームページより）	7
7. よくある質問	8

1. 過誤調整とは

過誤調整とは、国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）で審査決定・支払いが行われた介護給付費明細書の請求内容に誤りがあった場合に、誤りのあった請求を取下げの処理のことです。

事業所は、保険者（名護市）に「過誤申立書」を提出し、誤りのあった介護給付費明細書の取下げ（介護給付費の返還）を行った上で、正しい内容で請求（再請求）を行います。

過誤申立ては、請求明細書単位で行うため、「加算のみ」「日数のみ」など一部だけの取下げはできません。

【注意事項】

- ① 名護市の被保険者であること。
 - ※ 他市町村の被保険者の場合は、各保険者に届出してください。
 - ※ 40～64歳の方で、「H番号」の方は、介護長寿課では受給者台帳の管理を行っていないため、生活支援課（介護券を発行している福祉事務所）に確認してください。
- ② 国保連で審査決定済（支払済）であること。
 - ※ 「返戻」「保留」となっているものは過誤調整を行う必要はありませんので、正しい内容に修正の上、再請求をしてください。

2. 過誤調整が必要となる事例

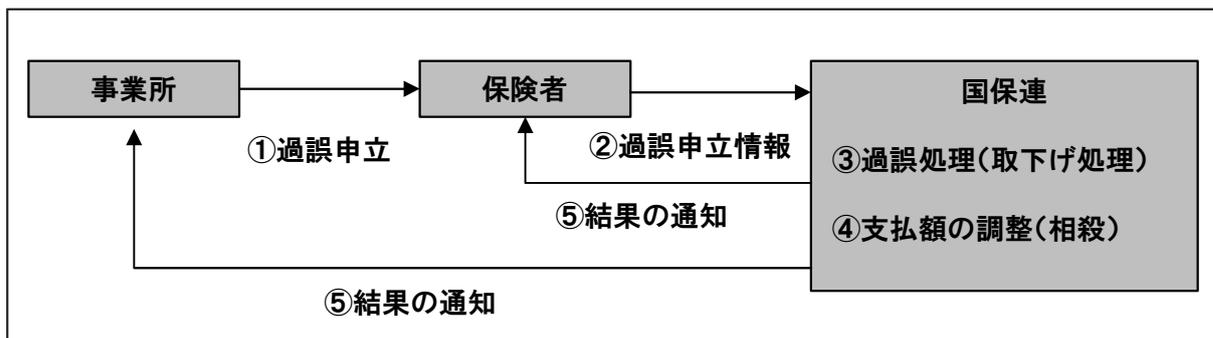
- ☞ 加算を算定できるのに、加算の請求を行わなかった場合
- ☞ 公費（生活保護等）の受給者であるのに、公費の請求を行わなかった場合
- ☞ 医療機関に入院中の期間であるのに、福祉用具貸与の請求を行ってしまった場合
- ☞ キャンセルとなった日について、予定どおりの実績があったとして請求をしてしまった場合
- ☞ 負担限度額認定証の提示があったのに、特定入所者介護サービス費の請求を行わなかった場合
- ☞ 県や保険者（市町村）が行う監査・運営指導等により返還が生じた場合
- ☞ 利用者本人が所得更生を行ったことに伴い、利用者負担割合が遡って変更となり、差額の調整が発生した場合

3. 過誤調整の種類

過誤調整には、「通常過誤」と「同月過誤」があります。再請求の時期によって過誤調整の方法が変わりますので、事業所の判断で行ってください。

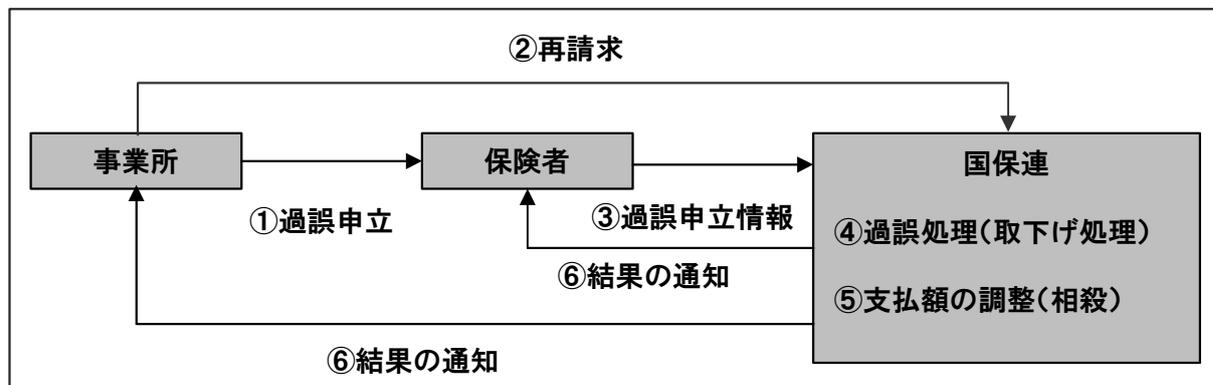
(1) 通常過誤

- ・介護給付費明細書の取下げのみを行う方法です。
- ・再請求がある場合は取下げが確定した後（翌月以降）に、国保連に再請求を行います。
- ・事業所への支払確定額は、『その月の介護給付審査決定額から過誤金額（過誤分の保険請求額と公費請求額）を差し引いた額』になります。
- ・過誤調整により相殺する額（取下げに伴う返還額）が、その月の介護給付審査決定額を上回った場合、国保連から給付費の支払いは行われません。この場合、国保連から納付書が事業所に送付されますので、期日までに支払いをすることとなります。



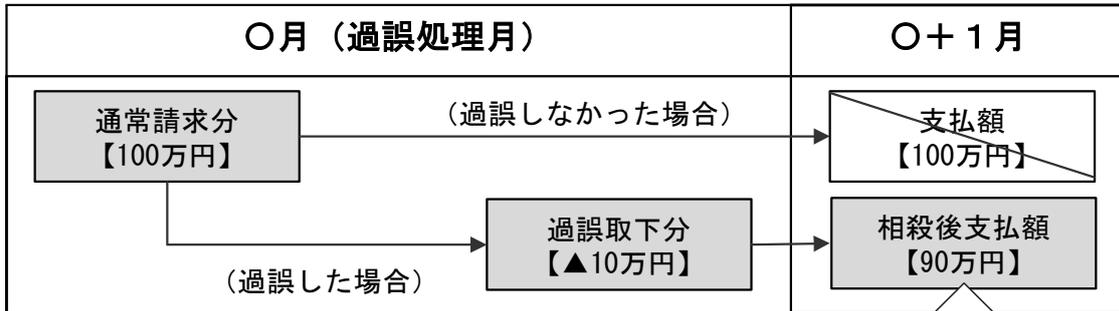
(2) 同月過誤

- ・介護給付費明細書の取下げと再請求を同一の審査月で行う方法です。
- ・事業所への支払確定額は、『その月の請求額（再請求分を含む）から、過誤金額（過誤分の保険請求額と公費請求額）を差し引いた額』になります。



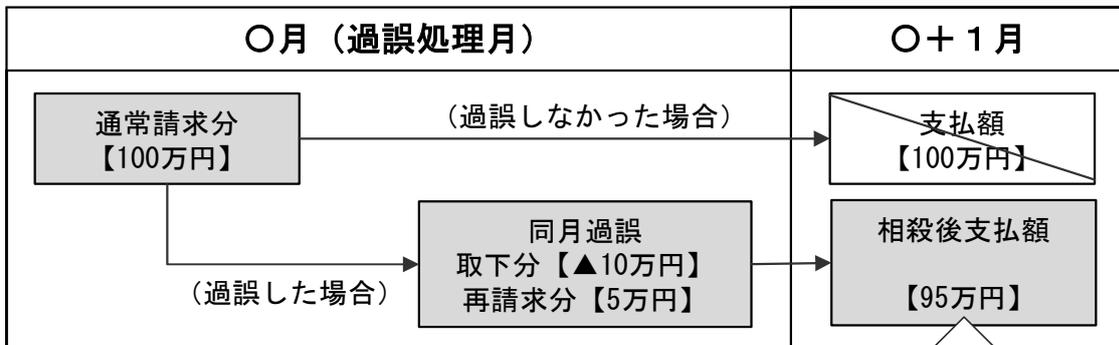
4. 過誤調整による支払額の例

(1) 請求の取下げのみを行う場合



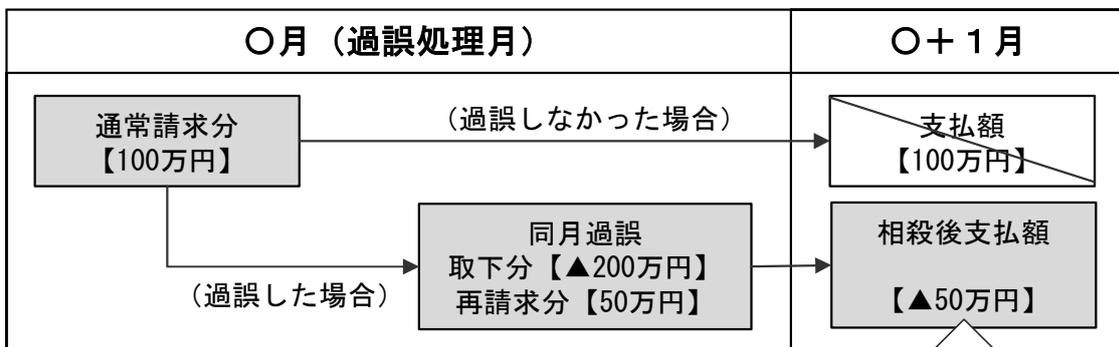
通常請求分から、過誤申立に係る取下分が差引（相殺）されて支払われます。

(2) 同月過誤を行う場合①



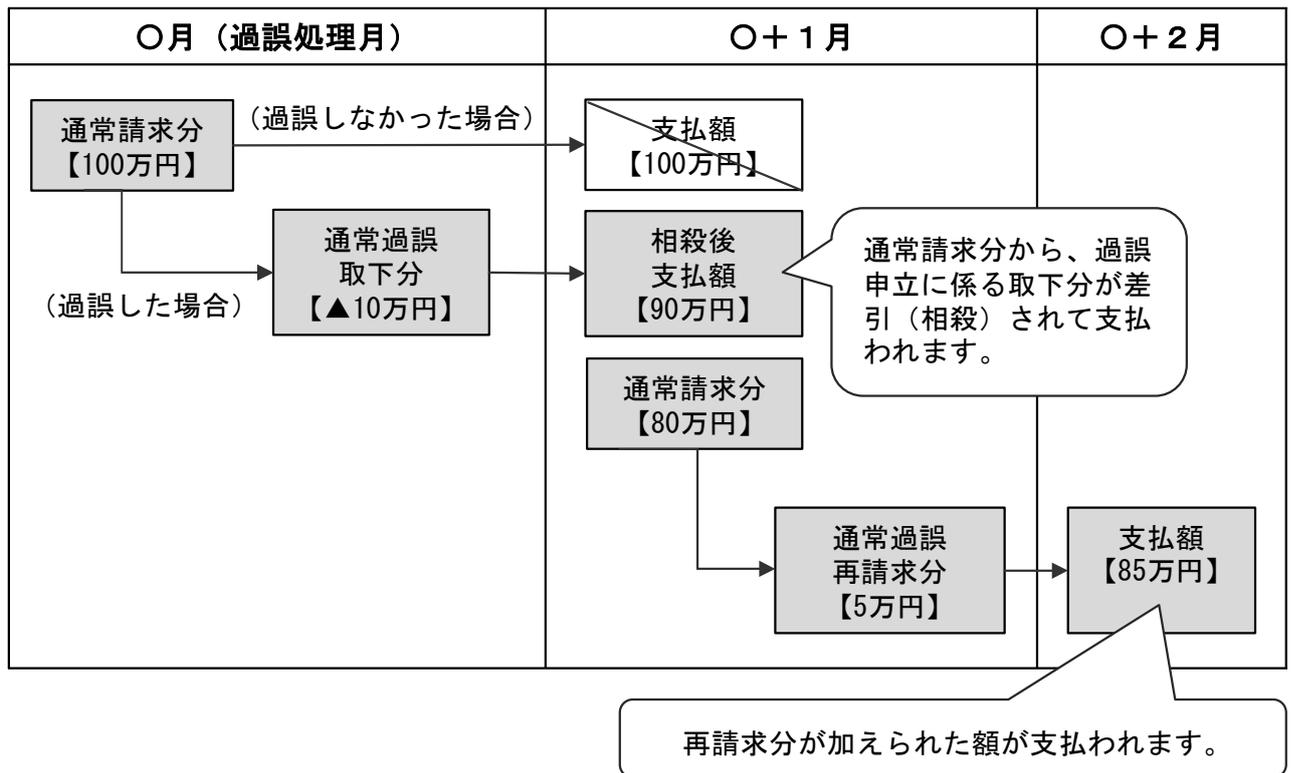
通常請求分から、過誤申立に係る取下分が差引（相殺）され、再請求分が加えられた額が支払われます。

(3) 同月過誤を行う場合②

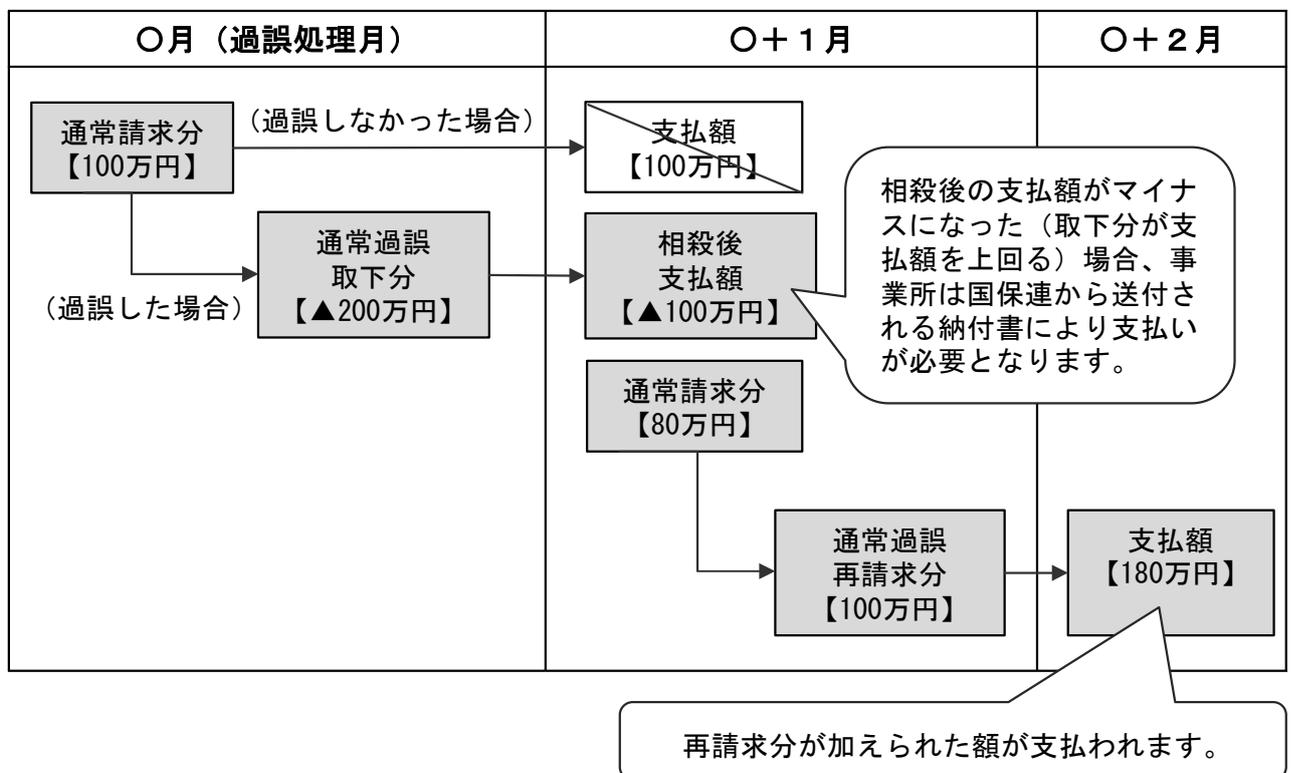


相殺後の支払額がマイナスになった（取下分が支払額を上回る）場合、事業所は国保連から送付される納付書により支払いが必要となります。

(4) 通常過誤を行う場合①



(5) 通常過誤を行う場合②



5. 届出等

- ・国保連で審査決定・支払いが行われた翌月以降に、名護市に「介護給付費過誤申立書」を届出してください。
- ・過誤申立書の提出期限以降に提出された届出は、翌月分として取扱います。
- ・同月過誤とする場合は、国保連の請求期限までに必ず再請求を行ってください。
(同月過誤期限までに再請求が行われなかった場合、通常過誤の取扱いとなります。)
- ・同月過誤とするか通常過誤とするかは、事業所において判断してください。

【注意事項】

- ① FAXや電子メールによる届出はできません。
(郵送可) 〒905-8540 名護市港一丁目1番1号
名護市役所 介護長寿課 介護給付・保険料係
- ② 郵送の場合、名護市に到達した日付が届出日となります。
- ③ 届出件数が30件を超える場合は、事前に介護給付・保険料係までご連絡ください。過誤処理の時期等を調整させていただく場合があります。

【 過誤申立スケジュール (例) 】

※返戻・保留等がなく、最短で請求及び審査・支払い等が行われた場合の予定です。

審査月 (請求月)	過誤調整が 可能となる月	過誤申立書 提出期限日	国保連での 過誤処理月	再請求期限 (国保連)	
				同月過誤	通常過誤
2023年4月	2023年5月	2023年 5月2日	2023年5月	2023年 5月10日	2023年 6月10日
5月	6月	6月5日	6月	6月10日	7月10日
6月	7月	7月5日	7月	7月10日	8月10日
7月	8月	8月4日	8月	8月10日	9月10日
8月	9月	9月5日	9月	9月10日	10月10日
9月	10月	10月5日	10月	10月10日	11月10日
10月	11月	11月2日	11月	11月10日	12月10日
11月	12月	12月5日	12月	12月10日	2024年 1月10日
12月	2024年 1月	2024年 1月5日	2024年1月	2024年 1月10日	2月10日
2024年 1月	2月	2月5日	2月	2月10日	3月10日
2月	3月	3月5日	3月	3月10日	4月10日
3月	4月	4月5日	4月	4月10日	5月10日

6. 過誤申立書の記載例 (名護市ホームページより)

介護(予防)給付費・日常生活支援総合事業費 過誤申立書

サービス利用区分毎に申立書を作成してください

サービス利用区分
 介護・予防給付
 総合事業

対象サービス
 にチェックして
 ください。

記入例

(保険者) 名護市 殿

下記の介護(予防)給付・日常生活総合事業費について、過誤を申し立てます。

提出日

R5 年 4 月 5 日

事業所番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0
事業所名	
所在地	〒
連絡先	

過誤請求は、高額介護サービス費や
 高額医療合算の計算に影響します。
 再請求の有無に丸を付けてください。

被保険者番号	被保険者氏名	サービス 提供年月	申立事由コード		申立事由	再請求 有無	名護市 記入欄
			様式 番号	事由 番号			
0 0 1 2 3 4 5 6 0 0	名護 太郎	R5 年 1 月	1 0	0 2	過誤をする理由の記入例 ・公費負担分の請求誤り・加算の算定誤り ・利用日数を少なく請求してしまった ・負担割合変更によるもの・運営指針によるもの 等	有	
0 0						有・無	
0 0						有・無	
0 0						有・無	

申立事由コードは、「様式番号」と「事由コード」を
 組合せて記載します。
 別紙の「過誤申立書事由コード」を参考してくだ
 さい。

申立事由は具体的に記載してください。

【注意点】

- ・名護市では、「どのサービスをどのように誤ったのか」を記入していただいております。ご協力をお願いします。
- ・返戻、保留、審査中となっている請求は過誤申立できません。請求が通っているか確認して、通った請求のみ過誤申立をしてください。
- ・運営指導や監査等により過誤申立を行う場合には、まずは担当者までご連絡ください。
- ・生活保護受給者で65歳未満の人(H番の人)の場合は、担当となる生活支援課に確認してください。
- ・他市の被保険者の分は該当保険者へ確認してください。
- ・過誤申立は請求明細書単位での取下げとなります。1枚の明細書で複数のサービスがあり、1種類のサービスのみを取下げたい場合であっても、全てのサービス分が取下げの対象となります。

過誤申立書の申立事由コードについて

【様式番号】 ※「様式番号」…過誤申立書の申立事由コードの上2番のこと。
 ①介護・予防給付

様式番号	別称	サービス種別	様式番号	別称	サービス種別
10	第二	新規介護・新規入居介護・訪問看護・訪問リハビリ・在宅療養支援診療所・訪問介護・通所リハビリ・在宅療養支援・短期高齢者・在宅療養支援・訪問介護・訪問看護・訪問リハビリ・在宅療養支援診療所・訪問介護・通所リハビリ・在宅療養支援	11	第二の二	介護予防訪問介護・介護予防訪問看護・介護予防訪問リハビリ・介護予防訪問看護・介護予防訪問看護・介護予防訪問看護・介護予防訪問看護・介護予防訪問看護
21	第三	短期入居生活介護	24	第三の二	介護予防短期入居生活介護
22	第四	短期入居介護(介護老人福祉施設)	25	第四の二	介護予防短期入居介護(介護老人福祉施設)
24	第四の三	短期入居介護(介護施設)	26	第四の四	介護予防短期入居介護(介護施設)
28	第五	短期入居介護(介護・施設所)	26	第五の二	介護予防短期入居介護(介護・施設所)
30	第六	認知症対応型共同生活介護(認知症専用以外)	31	第六の二	介護予防認知症対応型共同生活介護(認知症専用以外)
32	第六の三	特定施設入居者生活介護(短期利用)・認知症対応型特定施設入居者生活介護(短期利用)	33	第六の四	介護予防特定施設入居者生活介護(短期利用)
34	第六の五	認知症対応型共同生活介護(短期利用)	35	第六の六	介護予防認知症対応型共同生活介護(短期利用)
36	第六の六	特定施設入居者生活介護(短期利用)・認知症対応型特定施設入居者生活介護(短期利用)			
40	第七	居宅介護支援	41	第七の二	介護予防支援
50	第八	介護老人福祉施設・介護老人保健施設			
60	第九	介護老人保健施設			
70	第十	介護療養型医療施設			

②日常生活支援総合事業

様式番号	別称	サービス種別
10	第二の三	新規型サービス・通所型サービス・その他生活支援サービス費
20	第二の三	介護予防ケアマネジメント費

【理由番号】 ※「理由番号」…過誤申立書の申立事由コードの下2番のこと。

理由番号	説明	理由
02	○	請求誤りによる異議取り下げ
12	○	請求誤りによる異議取り下げ
42	○	適正化(その他)による排償費単位の過誤取り下げ
43	○	適正化(ケアプラン)による排償費単位の過誤取り下げ
44	○	適正化(介護給付費)による排償費単位の過誤取り下げ
45	○	適正化(施設費)による排償費単位の過誤取り下げ
46	○	適正化(給付費)による排償費単位の過誤取り下げ
47	○	適正化(給付費)を適用した情報提供による排償費単位の過誤取り下げ
49	○	その他理由による異議取り下げ
59	○	適正化(その他)による排償費単位の過誤取り下げ
44	○	適正化(ケアプラン)による排償費単位の過誤取り下げ
46	○	適正化(給付費)による排償費単位の過誤取り下げ
4C	○	適正化(施設費)による排償費単位の過誤取り下げ
4D	○	適正化(給付費)による排償費単位の過誤取り下げ
4E	○	適正化(給付費)を適用した情報提供による排償費単位の過誤取り下げ

過誤申立書は名護市のホームページより様式をダウンロードしてください。



→暮らしのガイド
 →給付関係(過誤申立など)
 →【介護給付費の過誤申立】



7. よくある質問

	質問	回答
1	国保連に請求した同月に過誤申立てをすることができますか。	国保連の審査決定がされていない場合、過誤申立てはできません。
2	10月にサービス提供し、11月に請求（11月10日までに国保連に請求）を行った介護給付費の過誤申立書は、いつ提出すればいいですか。	請求に返戻等がなく、通常に審査・支払いが行われた場合、12月以降に過誤処理が可能です。提出期限までに名護市に過誤申立書の提出があれば、同月過誤の場合、12月審査分として国保連に再請求することができます。 【例】 10月 サービス利用 11月 国保連に請求／審査決定 12月 期限までに名護市に過誤申立書を提出 同月過誤の場合、12月10日までに国保連に再請求
3	加算分の請求を忘れた（もしくは誤って多く請求した）場合は、どうすればいいですか。	加算分のみ追加請求（取下げ）はできませんので、保険者市町村に過誤申立書の提出をし、当該請求明細書を一旦取下げた後に、再度正しい内容で国保連に再請求をしてください。
4	生活保護受給者の過誤申立書はどこに提出すればいいですか。	介護保険の被保険者の場合は、保険者市町村に提出してください。 40～64歳の方で「H番号」の方は、介護長寿課では受給者台帳の管理を行っていないため、生活支援課（介護券を発行している福祉事務所）に確認してください。
5	生活保護受給者に係る利用者負担1割分の公費請求を行わずに審査決定・支払いが行われた場合、どのようにすればいいですか。	公費分のみを追加で請求することはできないため、保険者市町村に過誤申立書の提出をし、当該請求明細書を一旦取下げた後に、再度正しい内容で国保連に再請求をしてください。
6	給付管理票に誤りがあった場合、過誤調整を行う必要がありますか。	給付管理票の過誤調整はありません。 提出済みの給付管理票の訂正をする場合は、作成区分を「修正」にして国保連に提出してください。給付管理票を取下げの場合は、作成区分を「取消」にして国保連に提出してください。

	質問	回答
7	請求明細書と給付管理票の両方を誤って請求した場合、どのようにすればいいですか。	請求明細書の取下げと給付管理票の修正を同時に行うことはできません。 まず、サービス事業所が過誤申立を行い、請求明細書の取下げを行ってください。 過誤処理終了後（過誤処理月の翌月）、居宅介護支援事業所等から給付管理票の修正を国保連に提出すると同時に、サービス事業所から正しい内容の請求明細書による再請求を行ってください。
8	住所地特例対象者で、住所は名護市、保険者が他市町村の場合、過誤申立書はどこに提出すればいいですか。	過誤申立書は、保険者市町村に提出してください。 なお、保険者によって過誤申立の取扱いが異なりますので、手続き方法等は保険者市町村に問い合わせてください。
9	過誤処理が完了したことは、どのように分かりますか。	国保連から送付される「介護給付費過誤決定通知書」により確認できます。
10	過誤申立書を提出した後の再請求は、いつ行えばいいですか。	「同月過誤」と「通常過誤」で再請求の時期が異なります。どちらとするかは、事業所において判断してください。 【同月過誤の場合】 国保連で過誤処理を行う同月に再請求を行ってください。同月に再請求がなかった場合は、過誤処理のみ行うこととなります。（通常過誤として処理されます） また、再請求分が審査においてエラー返戻となる場合には、差額調整が行われません。（通常過誤として処理されます。） 【通常過誤の場合】 国保連で過誤処理を行った翌月に再請求を行ってください。
11	過誤申立てを行った場合、利用者負担額の調整も必要ですか。	利用者負担額の（1～3割相当額）についても調整が必要です。利用者負担額が変わった場合、高額介護サービス等にも影響が生じる場合がありますので、利用者に事前に説明を行ってください。
12	申立事由コードが分かりません。	別紙「過誤申立書の申立事由コードについて」を参照してください。（HPに掲載） 取消を行う介護給付明細書の様式や過誤事由で、使用するコードが異なります。